

公 安 委 員 会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について（令和6年人事委員会勧告等による給与改定）	令和7年1月29日 警務課給与係
1 改正理由 人事委員会の令和6年10月8日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の給与を改定する等のため、所要の改正をするものである。 2 改正条例 (1) 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「給与条例」という。） (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。） 3 改正内容 ① 給与条例 ○ 昇給制度の改定 昇給制度について、現行の「期間の全部を良好な成績で勤務した職員を4号給（行政職給料表7級以上及び同相当職職員を3号給）」から「期間の全部を良好な成績で勤務した職員を4号給（海事職給料表6級以上及び医療職給料表6級以上の職員を3号給）」に改定するとともに、いわゆる昇給抑制について、現行は「55歳に達した日後の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限る」とされているところ、これに「行政職8級以上及び同相当職職員」を追加するもの。 ○ 給料表の改定 (1) 行政職給料表について、人事院勧告の内容に準じた上で、3級～7級については、初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げ、8級・9級については、初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げつつ、各級の水準の重なりが解消されるよう号給を調整した給料表に改定 (2) 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定 ○ 諸手当の改定 (1) 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を現行の「午前零時から午前5時まで」を「午後10時から翌日午前5時まで」に改定するとともに、手当額についても改定 (2) 定年前再任用短時間勤務職員への手当について、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を新たに支給できるよう改定		

② 整備条例

- 本県警察職員の暫定再任用職員に特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することができるよう整備条例附則第7条を読み替える旨を定めた附則第20条を改正する。

4 施行期日

令和7年4月1日施行